

京都市告示第 407号

京都会館条例第5条第2号の規定に基づき、次のとおり京都会館の使用を制限します。

平成17年11月15日

京都市長 榎 本 頼 兼

使用を制限する日及び区域

平成17年11月16日の全日、第2ホール及び会議室を除く区域の全域

(文化市民局文化部文化課)